

野田市教育委員会告示 第15号

野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年野田市教育委員会規則第20号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和4年8月5日から施行する。

令和4年 8月 5日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市市民会館利用申請書

次のとおり市民会館を利用したいので申請します。

室 名	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
目 的	
人 員	人
備品、器具等	
そ の 他 必 要 な 事 項	
備 考	

第 号
年 月 日

様



野田市市民会館利用許可書兼領収書

次のとおり市民会館の利用を許可します。

室 名	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
備品、器具等	
利用の条件	
利用料金	円

上記の利用料金を領収しました。

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市市民会館利用料金減免申請書

次のとおり利用料金の減額(免除)を願いたく申請します。

室 名			
日 時	年 月 日	時 分から	時 分まで
目 的			
利用料金の額	円	減額又は免除を受けようとする額	円
減 額 免 除 の理由			

第 号
年 月 日

様



野田市市民会館利用制限通知書

室名	
日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
目的	
利用許可 年月日	年 月 日
制限内容	1 許可の取消し 2 許可しない
制限する 理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市教育委員会

所在地
申請者 団体名
代表者氏名



野田市市民会館指定管理者指定申請書

野田市市民会館の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市教育委員会 印

野田市市民会館指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市教育委員会 印

野田市市民会館指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲